

# LEDイルミネーション貸出規定

阿南光のまちづくり協議会

## （目的）

第1条 阿南光のまちづくり協議会（以下協議会という）が所有する、LED イルミネーションに関する機器・機材・オブジェ・基板等を、協議会が主催するイベント等に支障のない範囲で貸出し、「光のまち阿南」をアピールすることを目的とする。

## （貸出対象先）

第2条 貸出対象者は、市内外の官公庁・団体・企業等とし、使用目的が公共性のあるもの、また、その使用において「光のまち阿南」のアピールに効果があるものとする。

## （貸出先の決定）

第3条 貸出先の決定は、協議会会長の命を受けた貸出審査会委員（若干名）が協議の上決定する。

## （貸出許可）

第4条 貸出許可は、協議会会長より文書をもって通知する。

## （貸出期日）

第5条 貸出期日は、原則的に1週間単位とする。

## （貸出料）

第6条 貸出の際には、貸出料金を徴収する。貸出料金は別途定める。

## （貸出方法）

第7条 貸出を受けようとする者は、借用申込書に所定事項を記入し、貸出期日の概ね1か月前までに、協議会事務局に届出する。

## （貸出物の搬入・返却）

第8条 貸出物の搬入と返却に関する運搬手段については、借用者が手配するものとする。

## （貸出物の設置・監理）

第9条 設置・監理については、専門的な技術・経験が必要なため、協議会が紹介する業者と借用者が協議し決めるものとする。但し、設置・監理の必要としないものについては、この限りでない。

( 破損・紛失 )

第 10 条 借用者の不注意により貸出物の破損、または紛失した場合は、借用者において弁済するものとする。

( 貸出物の管理 )

第 11 条 貸出物の保管及び貸出等は、貸出審査会が当たるものとする。

( 又貸し )

第 12 条 借用者における又貸しを厳禁する。

( 貸出物の P R )

第 13 条 借用者は、貸出物が「光のまち阿南」並びに協議会から借り受けたものであることを、イベント等の報道発表並びにチラシ・ポスター・パンフレット等の作成の際には、必ず周知するものとする。

( その他 )

第 14 条 この規定にないものでも、貸出運営に関係し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

- 1 . この規定は、協議会常任委員会の決議により定め、改正することができる。
- 2 . この規定は、平成 1 7 年 4 月 1 1 日より施行する。